



島根県報

平成26年12月16日（火）

第2,658号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

換地計画書の縦覧 (農村整備課) 6

指定施業要件の変更予定保安林(3件) (森林整備課) 6

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中小企業課) 7

【公 告】

平成26年度クリーニング師試験の合格者 (薬事衛生課) 8

都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) 8

【特定調達公告】

運転免許証作成システムの賃貸借及び保守業務委託並びに導入業務委託並びにI (警察本部) 9

Cカード基体等免許証作成用消耗品調達に係る一般競争入札の落札者等

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第86号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉施設の設置の届出及び認可の申請並びに当該届出又は申請に係る事項の変更の届出の様式を改めることとした。（様式第23号・様式第26号関係）
- (2) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第86号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同条第4項中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第24条関係）

2 施設の規模及び構造等

(1) 土地

ア 敷地面積 _____㎡（うち屋外遊戯場 _____㎡）

イ 権利関係

(ア) 自己所有：抵当権（有・無）、根抵当権（有・無） _____㎡

(イ) 無償借受：所有者（ _____ ）、地上権等登記（有・無） _____㎡

(ウ) 賃借料：月額・年額 _____円 _____㎡
 所有者（ _____ ）、賃借権等登記（有・無）

(2) 建物等

ア 構造 _____造 _____階建

イ 建築面積 _____㎡

ウ 延床面積 _____㎡

エ 部屋別面積表

室 名	室 数	面 積 (㎡)	備 考	冷 暖 房
計				

オ 権利関係

(ア) 自己所有：抵当権（有・無）、根抵当権（有・無） _____㎡

(イ) 無償借受：所有者（ _____ ）、地上権等登記（有・無） _____㎡

(ウ) 賃借料：月額・年額 _____円 _____㎡
 所有者（ _____ ）、賃借権等登記（有・無）

(3) その他の設備（主要なもの）

屋 外 設 備		屋 内 設 備	
名 称	数 量	名 称	数 量

3 職員

職 名	専任 の別 兼任	氏 名	年 齢	資格取得 年 月 日	給与月額	備 考

4 運営の方法等

(1) 運営の方法（保育所を除く。）

- ア 事業計画（処遇目標、処遇計画、日課等）
- イ 児童の処遇に関する事項
 - ㊦ 衛生管理計画
 - ㊧ 健康診断実施計画
 - ㊨ 給食計画
 - ㊩ 非常災害に対する計画（避難訓練計画）
- ウ その他施設の管理についての重要事項

※計画書等を別に添付してもよい。

(2) 事業の運営についての重要事項に関する規程等（保育所のみ。）

- ア 施設の目的及び運営の方針
- イ 事業計画（処遇目標、処遇計画、日課等）
- ウ 提供する保育の内容
- エ 職員の職種、員数及び職務の内容
- オ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- カ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- キ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- ク 児童の処遇に関する事項
 - ㊦ 衛生管理計画
 - ㊧ 健康診断実施計画
 - ㊨ 給食計画
 - ㊩ 非常災害に対する計画（避難訓練計画）
- ケ 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- コ 緊急時等における対応方法
- サ 非常災害対策
- シ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ス その他保育所の運営に関する重要事項

※計画書等を別に添付してもよい。

5 添付書類

- (1) 位置図、建物平面図、敷地平面図（建物配置）及び建物立面図
- (2) 申請施設に係る収支予算書及び設置主体の過去3年間の決算諸表
- (3) 私立の場合は定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）、公立の場合は設置に関する条例の写し
- (4) 管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等内部規程
- (5) 設置者及び職員履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記）・資格証明書
- (6) 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- (7) 児童福祉法第35条第5項第4号イからルまでの規定に該当しない旨の誓約書（保育所のみ。）
- (8) 最低基準調書（様式第26号の別紙）（保育所のみ。）
- (9) 私立の場合は市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移を明記）（保育所のみ。）、公立の場合は当該市町村の要保育児童数の推移の分かる書類（保育所のみ。）

様式第24号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に、「わかる」を「分かる」に改める。

様式第25号中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

様式第26号中「イ 経営責任者（幹部職員）の履歴書・就任承諾書・役員名簿（職員一覧表）」を「イ 経営責任者
ウ 児童福祉法
（幹部職員）の履歴書・就任承諾書・役員名簿（職員一覧表）」に改める。

第35条第5項第4号イからルまでの規定に該当しない旨の誓約書（保育所のみ。）」

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

告 示

島根県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷地区（井元工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

島根県告示第692号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年6月8日農林水産省告示第800号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、雲南市役所、奥出雲町役場、美郷町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第693号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年6月8日農林水産省告示第802号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、益田市役所及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第694号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年6月14日農林水産省告示第870号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、奥出雲町役場、美郷町役場及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第695号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年12月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町上直江1321番地外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里3-3-1
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前9時から午後10時まで
（変更後）午前8時30分から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時から午後10時30分まで

(4) 変更の年月日

平成26年12月6日

2 届出年月日

平成26年12月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第7条第1項の規定により平成26年11月6日に実施した平成26年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

受験番号 1

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

西郷都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

隠岐の島町中町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び隠岐の島町建設課

4 縦覧期間

平成26年12月16日から平成27年1月6日まで（土曜日、日曜日、祝日及び平成26年12月29日から平成27年1月2日までの期間を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年12月16日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 落札に係る物品等の名称

運転免許証作成システムの貸借及び保守業務委託並びに導入業務委託並びにICカード基体等免許証作成用消耗品
調達

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成26年11月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 朝長 通博 東京都新宿区西新宿四丁目3番17号

5 落札金額

1円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成26年9月19日